	外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項	外国居住者等所得相互免除法第二十二条第一項	外国居住者等所得相互免除法第二十二条第二項	外国居住者等所得相互免除法第二十二条第三項
	の全部又は一部を還付する	同法第四編第五章	を還付する	同項
		係る所得税	申告書を	
条第一項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による同項に規定する復興特別所得税の額の二十分の一に相当する金額を控除した残額とする。	（以下この項において「所得税相当額」という。）の全部又は一部と当該徴収された所得税の額（第二十四条第一項の規定により還付される同項に規定する還付加算金に相当する部分の金額を除く。）とを相殺した場合において、なお当該相殺をした金額に不足があるときは、その不足する金額（以下この項において「租税特別措置法等」という。）に規定する還付加算金に相当する部分の金額を除く。）に係る国税			